

四日市市前金払実施要領

四日市市会計規則（昭和39年四日市市規則第25号）第74条第5号に定める公共工事の前金払を実施するときは、特に定める場合のほか、次の各号によるものとする。

1 前払金額は次のとおりとする。

土木建築に関する工事	契約金額の40%以内
土木建築に関する工事の設計、調査又は測量	契約金額の30%以内

ただし、当該年度の予算の範囲内とし、契約金額300万円未満のものは除く。

2 前号の規定にかかわらず、四日市市低入札価格調査実施要綱（平成20年四日市市告示第362号）第2条に該当する工事で、契約金額が低入札価格調査基準価格に満たない工事については、前払金額は契約金額の10%とする。

3 前払金額に1万円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

4 前金払をする工事又は業務は、入札の公告又は指名通知書にその旨を明記する。

5 受注者又は受託者が前払金の請求をしようとするときは、公共工事前払金保証事業会社との保証契約に係る保証証書を提出しなければならない。

6 受注者は、前号の規定による保証証書の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を提出したものとみなす。

7 契約が変更され、契約金額に増減が生じた場合においても、前払金額の増減をしない。

8 受注者が前金払を辞退する場合は、前金払辞退届（様式3）（以下「辞退届」という。）を提出しなければならない。ただし、受注者が契約金額の全額（債務負担行為に係る工事又は業務においては、当該年度の支払限度額の全額）について請求したときは、前金払を辞退したものとし、辞退届の提出は不要とする。

9 土木建築に関する工事で次に掲げる要件に該当するものについては、既にした前金払に追加して、契約金額の20%以内の範囲内で、前金払をすることができる。ただし、当該年度の予算の範囲内とし、契約金額1000万円未満のものは除く。

（1）当該契約に係る工期の2分の1を経過していること。

（2）工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

（3）既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

10 工事担当課は、受注者から前号の規定による前金払（以下「中間前金払」という。）に係る認定の請求に係る中間前金払認定請求書兼認定調書（様式1）（2部）及び工事履行状況報告書（様式2）（1部）の提出があったときは、前号の要件のすべてに該当しているかどうかを速やかに調査するものとする。なお、本調査は、当該工事の監督職員が行うこととし、工事履行状況報告書（様式2）により確認できるものとする。

11 工事担当課は、前号の調査の結果が妥当と認めるときは、中間前金払認定請求書兼認定調書（様式1）の1部を受注者に交付し、他を受注者の提出する前金払請求書に添

えて保管するものとする。

- 1 2 中間前金払と部分払は選択制とし、部分払をした後には、中間前金払をすることができないものとする。また、中間前金払をした後には、部分払をすることができないものとする。
- 1 3 前号の規定にかかわらず、中間前金払をした場合であっても、債務負担行為に係る工事における各年度の出来高予定額（最終年度に係るものを除く。）に係る当該年度末の出来高に対する部分払及び繰越に係る工事における年度末の部分払については、当該年度の出来高に対して部分払をすることができるものとする。ただし、契約を締結した会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払を行った場合は、契約を締結した会計年度に限り、中間前金払及び部分払をすることはできないものとする。
- 1 4 第3号から第7号までの規定については、中間前金払についても準用する。
- 1 5 上記のほか、異例に属するものは、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成21年7月6日から施行する。
- 2 前金払実施要領（平成13年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の四日市市前金払実施要領は、この要領の施行の日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。